

◆外国人を雇用する事業者の方へ◆

外国人が退職・帰国(出国)するときには、以下の手続きをしていただきますようお願いいたします。

○残りの住民税(特別徴収税額)の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収していただきますようお願いいたします。

※1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

○納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方(納税管理人)を定め、伊勢市に届け出ていただきますようお願いいたします。

※同ホームページ内の「納税管理人申告書・承認申請書」のご提出をお願いいたします。